

令和7年度 香川県の消費者行政の概要

① 関係機関との連絡調整等

消費者行政関係機関が連携して対応する必要がある消費者問題について、情報交換や施策の調整を行った。また、県民に最も身近な行政機関である市町に対して、情報提供や助言等を行っている。

(ア) 消費生活審議会

- ・消費者行政の概要や消費生活相談の状況、及び消費者教育推進計画における施策の実施状況等について審議する。
- ・構成 消費者代表 5 名（うち公募委員 2 名）、事業者代表 5 名、学識経験者 5 名
- ・開催日 令和 7 年 7 月 1 4 日

(イ) 食品安全連絡会議食品表示部会

- ・食品表示関係法令の円滑な施行のため、表示の適正化への取組みや関係各課等との連携等について、意見交換を行った。
- ・構成 暮らし安全安心課、健康政策課、薬務課、生活衛生課、農政課、農業生産流通課、畜産課、水産課、高松市
- ・開催日 令和 7 年 5 月 2 1 日

(ウ) 多重債務者対策協議会

- ・多重債務被害を防止するため、多重債務者の支援・救済、関係機関の連携等について、書面にて開催予定。
- ・構成 暮らし安全安心課、消費生活センター、保健福祉総務課、精神保健福祉センター、財務局、市町、県警察、弁護士会、司法書士会、日本貸金業協会、暴力追放運動推進センター、法テラス、日本クレジットカウンセリング協会

(エ) 市町消費者行政主管課長会議

- ・消費者行政や消費生活相談の状況について意見交換を行った。
- ・構成 暮らし安全安心課、消費生活センター、市町
- ・開催日 令和 7 年 5 月 2 8 日

② 消費者教育・啓発等

(ア) 消費者月間（5月）事業

- 第 4 1 回消費者ウイーク・第 4 6 回暮らしをみなおす市民のつどい消費生活パネル展

- ・高松市との共催により、定期購入トラブルや消費者ホットライン188をはじめとした相談窓口について紹介するパネル展を開催した。また、消費者庁の体験型教材「鍛えよう、消費者力」を活用し、消費者トラブル事例をVR動画で疑似体験できるコーナーを開催した。
- ・実施日 令和7年5月17日、18日
- ・場 所 イオンモール高松 1階シーコート会場

○ 消費者支援功労者表彰（消費者庁表彰）

- ・消費者支援活動に特に顕著な功績のあった団体として、県立多度津高等学校家庭クラブが内閣府特命担当大臣表彰を受賞した。（本県における内閣府特命担当大臣表彰の受賞は、令和元年度以来2例目）

○ 香川県消費者支援功労者顕彰（知事感謝状）

- ・県において多年にわたり消費者の利益の擁護及び増進に功績のあった個人3名を顕彰した。

(イ) 大学等における消費者講座の開設

- ・香川大学及び香川短期大学と連携し、金融広報委員会・県警察等の協力により、正規授業の一環として消費者啓発リレー講座を開催する。
香川大学法学部（講義科目「消費者生活と法」において授業10回、令和7年11月～令和8年1月）
香川短期大学経営情報・デザイン学科（講義科目「社会学」において授業3回、令和7年12月～令和8年1月）
- ・香川大学及び香川県立保健医療大学と連携し、正規授業の一環として消費者被害防止のための講座を開催した。
香川大学法学部（講義科目「大学入門ゼミ」において授業1回、令和7年6月10日）
香川県立保健医療大学（講義科目「新入生ガイダンス」において授業1回、令和7年4月10日）

(ウ) 教員向け研修

- ・教育委員会と連携し、中堅教諭等資質向上研修（対象者：在職期間が6年を経過した公立小・中・高等学校、特別支援学校の教諭等）において、消費者教育の在り方に係るオンライン研修を実施する。

(エ) 金融に関する広報啓発

- ・香川県金融広報委員会（事務局：日本銀行高松支店内）、香川県、四国財務局が共催で、暮らしに身近な金融に関する幅広い広報・消費者教育活動として金融経済講演会を開催する。

(オ) 地域における消費者教育

○消費生活に関する資格取得応援講座

- ・香川県と(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 [NACS] との共催で、国家資格である消費生活相談員の資格取得を支援するための講座を開催する。

- ・内容 ①事前講座（全1回・ガイダンス講座）、②本講座（全4回・一次試験対策）、③論文・面接対策講座（全1回・二次試験対策）
- ・開催時期 ①令和7年5月 ②令和7年6月・7月 ③令和7年10月
- ・場所 県庁本館12階会議室
- ・講師 NACS 専門講師
- ・参加（申込）人数 ①25名 ②35名 （定員35名）

○消費者セミナー

- ・香川県主催もしくは香川県と(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 [NACS] との共催で、消費生活に必要な知識や情報の普及啓発を行うため、一般消費者を対象とした消費者セミナーを開催する。
- ・テーマ ①金融教育、②デジタル時代の消費生活
- ・開催日 ①令和7年11月8日、②12月6日
- ・場所 県庁本館12階会議室
- ・講師 ①金融経済教育推進機構 (J-FLEC) 講師、②弁護士
- ・定員 各50名

○くらしのセミナー

- ・市町等の協力を得て、消費者グループ、老人クラブ等を対象に、悪質商法等の消費者問題・健康・福祉・環境等、日常生活に密着したテーマについてのセミナーを開催する。
- ・実施回数 198回
- ・参加者数 6,546人

○講師派遣（出前講座）（若者向け消費生活講座を含む）

- ・市町や消費者グループ、女性・高齢者団体等の要請に応じ、研修会等に消費生活相談員等（県民センター含む）を講師として派遣し、悪質商法等の消費者問題について、啓発・情報提供を行い、消費者被害の未然防止に努める。

(カ) かがわ消費者見守りネットワーク

- ・見守りネットワークの構成員等を対象に、見守り情報を配信する。
- ・見守り活動のポイントや消費者トラブルの見守り事例について啓発するパンフレットを作成し、見守りネットワークの構成員等を対象に配布する。

③ 事業者に対する調査・指導

(ア) 特定商取引に関する法律及び香川県消費生活条例

- ・ 不当な取引行為の適正化を図るため、特定商取引に関する法律及び香川県消費生活条例に基づき、悪質な勧誘行為等を行っている事業者に対し、調査、指導を実施する。

(イ) 食品表示法

- ・ 生鮮食品や加工食品の品質事項について、巡回調査等を行い、不適正な表示を行っている事業者に対し、指導を実施する。
- ・ 巡回調査 20か所（予定）

(ウ) 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）

- ・ 商品及び役務の取引に関する景品類及び表示について、不当に顧客の誘引を行っている事業者に対し、調査、指導を実施する。

(エ) 家庭用品品質表示法

- ・ 繊維製品や雑貨工業品などの家庭用品の品質表示について、立入検査を行い、検査結果について消費者庁へ報告を予定している。
- ・ 立入検査 5か所（予定）

(オ) 消費生活用製品安全法

- ・ 特定製品（消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれが高い製品：石油ストーブやライター等）について、PSCマークが付されているものが販売されているか、立入検査を行い、検査結果について四国経済産業局へ報告を予定している。
- ・ 立入検査 5か所（予定）

(カ) 消費生活協同組合法

- ・ 県が所管する消費生活協同組合（地域生協 6、職域生協 9）及び生活協同組合連合会（以下「組合」）からの届出の受付や定款変更等の許認可などを、処理するとともに、組合の業務及び会計状況について、検査を実施する。
- ・ 検査 4組合（予定）

(キ) 貸金業法

- ・ 県知事登録を行っている貸金業者からの変更登録などの事務を行う（計6事業者）。
- ・ 立入検査 2事業者（予定）